

# 意見書案 (平成30年11月定例議会)

No.	件名	提出党派	頁
1	住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書(案)	自 民 党	1
2	出入国管理法改定案の廃案を求める意見書(案)	日 本 共 産 党	2
3	日米地位協定の改定を求める意見書(案)	日 本 共 産 党	3
4	電力安定供給と再生エネルギー普及の妨げとなる原発依存のエネルギー政策から、原発再稼働は中止し、原発ゼロのエネルギー政策への転換を求める意見書(案)	日 本 共 産 党	4
5	75歳以上の医療費窓口負担2割引上げを行わないよう求める意見書(案)	日 本 共 産 党	5
6	Society5.0時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書(案)	公 明 党	6
7	認知症施策の推進を求める意見書(案)	公 明 党	7
8	無戸籍問題の解消を求める意見書(案)	公 明 党	8
9	義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)	公 明 党	9
10	被災者生活再建支援法の改正を求める意見書(案)	市民の広場	10
11	「難病の患者に対する医療等に関する法律」における重症度認定基準の精査を求める意見書(案)	市民の広場	11
12	障害者差別解消法に基づく高次脳機能障害への合理的配慮の在り方に関する意見書(案)	まちづくり	12

## 住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間の延長を求める意見書（案）

平成 29 年 6 月、民間有識者でつくる「所有者不明土地問題研究会」は、平成 28 年時点で所有者を特定できない土地が全国で九州本島並みの約 410 万ヘクタールに及び、このまま推移すると 2040 年には北海道本島並みの約 720 万ヘクタールに達するとの試算を公表しました。

今後、相続登記がなされずに実際の所有者が把握できない土地はさらに増えるの見込まれており、このような所有者不明土地による経済損失額は 2040 年までに約 6 兆円規模に上ると試算されています。

政府は、本年の通常国会において、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」を成立させ、土地の所有者探索を合理化する仕組みと、所有者不明土地を適切に管理する仕組みを創設しました。

また、本年 6 月に策定された「所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針」や「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）2018」では、住民票の除票等の保存期間延長について検討すべきとされています。

不動産登記簿では所有者の特定は住所と氏名のみでなされるため、住民票の情報が最も重要です。しかしながら、住民票の除票及び戸籍の附票の除票については、5 年を超えた保存は法的に義務付けられておらず、核家族化や単身独居化が進んでいる現在、5 年の保存では転居履歴を十分に追えず、土地等の所有者が不明になってしまいます。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、住民票の除票等の保存期間を延長することで、所有者不明土地だけでなく、空き家問題における所有者の特定が一層容易となるよう、下記事項の実現を強く求めます。

### 記

- 1 住民基本台帳法施行令第 34 条第 1 項に定める住民票の除票及び戸籍の附票の除票の保存期間を、現行の 5 年から 150 年程度に延長すること。
- 2 住民基本台帳法施行令改正までの期間、各自治体において除票等の廃棄が進行しないよう、廃棄作業を当面凍結するよう各自治体に通達すること。
- 3 除票等の保存に当たっては、全国統一的な運用を図るべきであり、国においてシステムや様式の統一化を準備すること。また、各自治体でシステムの改修が必要である場合には、国による補助を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

法務大臣

農林水産大臣 宛て

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長

## 出入国管理法改定案の廃案を求める意見書（案）

11月2日、安倍晋三内閣が閣議決定した、日本で就労する外国人の受け入れ拡大に向けた出入国管理法（入管法）改定案が13日に審議入りしました。

改定案は、「特定技能」の1号、2号という在留資格を新設し、1号は、在留期間が最長通算5年で、「熟練した技能」を持つ2号は、在留期間は期限なく更新でき、要件を満たせば家族同伴も可能とはしているものの、どう運用されるかが不透明です。また国会に提出された法案は、大枠だけで、就労できる業種・分野等の具体的な中身も明記していません。法案成立後、詳細は政府が決めるから「白紙委任」しろというに等しいやり方自体、大問題です。

さらに重大なのは、外国人労働者の人権侵害を続発させている技能実習制度を継続することです。職業選択や居住の自由など個人の尊厳と基本的人権を、制度として奪っている技能実習制度の仕組みの下で、長時間労働、最低賃金法や労働基準法の違反、賃金未払いだけでなく、暴言や暴行などの違法行為も後を絶ちません。技能実習制度は、アメリカ国務省や国際的な人権・差別監視の組織などからも「強制労働」「人身取引」と厳しい批判を受けています。

改定案のまま外国人労働者の受け入れを推進すれば、無権利状態に置かれる外国人労働者の増大に拍車をかける結果となり、日本は「人権後進国」として国際的信用をますます失うばかりです。

日本には128万人（昨年10月現在）の外国人労働者がいます。まずやるべきは、外国人の人権を制限している制度を根本から見直し、実際に続発している数々の人権侵害をなくすことです。外国人労働者の基本的人権と尊厳が保障される制度を整え、秩序ある受け入れを進めていくことが不可欠です。外国人労働者の当然の権利を守ることは、日本人の労働者の権利と労働条件を守ることにもつながります。「受入れ拡大ありき」のやり方は日本の未来に禍根を残します。安倍政権は来年4月の新制度開始に固執し、今国会成立を狙っています。拙速かつ強引に審議を進めることは許されません。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、「出入国管理法改定案」を直ちに廃案にすることを強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

法務大臣

衆議院議長

参議院議長

宛て

## 日米地位協定の改定を求める意見書（案）

沖縄県で米海兵隊普天間基地所属ヘリの不時着が相次いだのを受け、防衛省が機体整備の状況を確認するため求めていた自衛官派遣に米軍がまだ応じていないことが分かりました。

昨年12月にも同基地所属ヘリが保育園や小学校に部品や窓を落下させる事故があったばかりで、県民の批判の声が高まっているなかで、当時の小野寺五典防衛相は、「今後速やかに自衛隊の専門的・技術的な知見を活用して確認・検証を行う」と自衛官派遣を表明していました。

ところが、2月1日に予定されていた派遣は「米側からさらなる準備が必要となり、延期したいとの旨の連絡があった」として行われず、今に至るも実現していません。しかも、防衛省が派遣「延期」の理由を「相手国との関係もあり、答えは差し控えたい」（10月12日、岩屋毅防衛相）として明らかにしていないのも大問題です。

自衛官派遣に米軍が応じないこととの関係で、改めて焦点となっているのが日米地位協定です。日米地位協定は米軍に基地の排他的管理権を認め、日本側の立入り権を明記していません。日本とは対照的に、ドイツでは、北大西洋条約機構諸国との取り決めで、政府や州、地方自治体による基地の立入りとともに、緊急時の事前通告なしの立入りも規定しています。イタリアでは、米国との取り決めで、自国司令部の下に米軍基地が置かれ、自国司令官は機密区域を除き全ての区域に自由に立ち入ることができると定めています。沖縄県が行ったドイツ、イタリアの地位協定に関する調査でも同様の結果が報告されています。日本の実情はあまりにも異常です。

全国知事会は7月、翁長雄志沖縄県知事（当時）の要請を受けて採択した「米軍基地負担に関する提言」で、日米地位協定を抜本的に見直し、航空機の安全航行を目的にした航空法をはじめ、日本の国内法を米軍にも原則適用することや、事件・事故時の自治体職員の迅速・円滑な立入りの保障などを明記するよう求めています。

よって、文京区議会は、政府に対し、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることや、事件・事故時の自治体職員の迅速かつ円滑な立入りの保障などを明記することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

外務大臣

宛て

防衛大臣

**電力安定供給と再生エネルギー普及の妨げとなる原発依存のエネルギー政策から、  
原発稼働は中止し、原発ゼロのエネルギー政策への転換を求める意見書（案）**

北海道胆振東部地震では、全道の 295 万戸が停電するブラックアウトが起こり、道民生活に大きな打撃を与えました。地震発生時、電力需要量の半分を苫東厚真石炭火力発電所の 3 基が一手に供給していましたが、その 3 基が停止し電力の半分以上を失ったことが全道停電の決定的な要因となりました。電力の安定供給のためには、大規模集中発電から分散型への転換が必要であり、北海道大停電が示した重大な教訓です。

原子力発電所は分散型の電力供給の対極の発電方法であり、大出力かつ出力の調整ができないことや、震度 5 程度の地震で自動停止する決定的弱点を持っています。仮に北海道電力が泊原発を稼働していたら、その出力は電力需要量の 7 割近くを占めることになり、全道停電が起こるリスクはあっというまにかつたでしょう。

一方で、九州電力は 10 月、4 回にわたって、一部の事業者が持つ太陽光発電からの電力の受け入れを一時停止しました。九電は「秋は電力の需要が減り、需給バランスが崩れると大規模停電を起こすおそれがある。それを回避するための措置だ」と主張していますが、原発 4 基を動かし続ける一方で太陽光発電を抑えるやり方は、「再生可能エネルギー普及のブレーキになる」との懸念と批判が広がっています。

こうした中で、安倍政権はエネルギー基本計画において、2030 年度に電力の 20～22%を原発から供給することを目標とし、既存の原発と建設中の原発、あわせて 37 基を全て稼働させる計画です。

よって、文京区議会は、政府に対し、今も多くの住民がふるさとの家に戻れずにいる東京電力福島第 1 原発事故の教訓に加え、原発が電力の安定供給のリスクとなり、再生可能エネルギー普及のブレーキとなっている点を直視して、国のエネルギー基本計画は根本的に見直し、原発ゼロを実現し、また、大規模集中発電から再生可能エネルギー普及を中心に分散型の発電へ転換することを求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
経済産業大臣

宛て

## 75歳以上の医療費窓口負担2割引上げを行わないよう求める意見書（案）

財務省は2018年4月に財政制度等審議会の分科会を開き、社会保障分野で75歳以上の後期高齢者が窓口で支払う医療費の自己負担について、現行の1割から2割に引き上げる案を提示しました。

また、政府は今年6月、来年度以降の予算編成の基本となる「経済財政運営と改革の基本方針2018」を閣議決定し、「骨太の方針」で医療・介護の分野では、後期高齢者の窓口負担（原則2割化）や受診時定額負担の導入、薬剤自己負担の引上げなどを引き続き掲げました。

国は、70歳～74歳の医療費の自己負担を1割から2割へと段階的に引き上げ、2018年4月までで終了しました。財務省案では、75歳になっても負担率を1割に下げずそのまま2割を維持し、制度改正時に既に75歳以上になっている高齢者に対しては、数年かけて段階的に2割に引き上げる方針が提示されました。

高齢者は税金を払い続け、戦後の経済発展の支え手になり、懸命に頑張ってきました。そんな高齢者を年齢で差別する後期高齢者医療制度ができ、「特例軽減措置」も廃止されてしまいました。保険料は2年に一度見直され上がる一方です。

公的年金は減らされ、生活苦は限界を超えているのが現状であるのに、高齢者に際限ない保険料値上げを押しつけ、「負担増を我慢するか、医療を受けるのを制限するか」を迫るといふ制度の害悪が、本格的に高齢者に襲いかかろうとしています。

よって、文京区議会は、政府と国会に対し、75歳以上の窓口負担の2割への引上げを行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## Society5.0 時代に向けた学校教育環境の整備を求める意見書（案）

Society5.0 の時代は、これまで以上に人間が中心の社会であり、読解力や考える力、対話し協働する力など、人間としての強みを活かして一人一人の多様な関心や能力を引き出すことが求められています。

そのためには、これまでの日本の教育の良さを活かしつつ、AI、IOT 等の革新的技術をはじめとする ICT 等の活用による新たな教育の展開が不可欠です。

そのような中、一人一人の興味関心や習熟度に対応した公正に個別化・最適化された学びを可能にするだけでなく、データ・進捗管理に伴う教員の負担軽減にもつながる「EdTech」イノベーションの波が世界各国の教育現場に及び、「学びの革命」が進んでいます。

EdTech を学校教育現場で活用するには、前提として ICT 環境の整備が不可欠ですが、我が国の学校教育現場における ICT 環境の実態は、整備状況（通信容量・PC のスペック・台数等）に自治体間格差も大きく、このままでは生徒全員が十分に EdTech を活用するのは困難な状況にあります。

よって、文京区議会は、政府に対し、下記の事項を実現するよう強く要望します。

### 記

- 1 2018～2022 年度まで行うことになっている地方財政措置について、自治体において ICT 環境整備に向けられるよう周知徹底するとともに、より使い勝手の良い制度にするなど、一層の拡充を行うこと。
- 2 ICT を活用した教育を推進するために、教員や児童生徒の ICT 利活用を援助する役割がある「ICT 支援員」の配置が進むよう周知徹底するとともに、教員向けの研修等の充実を図ること。
- 3 「公正に個別最適化された学び」を広く実現するため、学校現場と企業等の協働により、学校教育において効果的に活用できる「未来型教育テクノロジー」の開発・実証を行い、学校教育の質の向上を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

文部科学大臣

経済産業大臣

宛て

## 認知症施策の推進を求める意見書(案)

世界に類例を見ないスピードで高齢化が進む我が国において、認知症の人は年々増え続けています。2015年に推計で約525万人であったものが、2025年には推計で700万人を突破すると見込まれています。

認知症は、今や誰でも発症する可能性があり、誰もが介護者となり得るため、認知症施策の推進は極めて重要です。

また、認知症施策の推進に当たっては、認知症と診断されても、尊厳をもって生きることができる社会の実現をめざし、当事者の意思を大切に、家族等も寄り添っていく姿勢で臨むことが重要であるとともに、「若年性認知症」など、これまで十分に組み込まれてこなかった課題にも踏み込んで行く必要があります。さらに、認知症施策に関する課題は、今や医療・介護だけでなく、地域づくりから生活支援、教育に至るまで多岐にわたっています。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、認知症施策のさらなる充実、加速化を目指し、基本法の制定も視野に入れた、下記の事項に取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 国や自治体をはじめ企業や地域が力を合わせ、認知症の人やその家族を支える社会を構築するため、認知症施策を総合的かつ計画的に推進する基本法を制定すること。
- 2 認知症診断直後は、相談できる人がいないといった人が多く存在しており、診断直後の空白期間が生じている。この空白期間については、本人が必要とする支援や情報につながるができるよう、認知症サポーターの活用やガイドブックを作成することによる支援体制の構築を図ること。
- 3 若年性認知症の支援については、若年性認知症支援コーディネーターの効果的・効率的な活動を推進するため、コーディネーターに対する研修など支援体制を整備するとともに、本人の状態に応じた就労継続や社会参加ができる環境の整備を進めること。
- 4 認知症の全国規模の疫学調査と疾患登録に基づくビッグデータの活用を通し、有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応など認知症施策の推進に取り組むこと。また、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や最先端の技術を活用した早期診断法の研究開発を進めるとともに、認知症の人の心身の特性に応じたリハビリや介護方法に関する研究を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 無戸籍問題の解消を求める意見書(案)

無戸籍問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を出さないために、戸籍がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人がいるという問題です。

無戸籍者は、自らに何ら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などでの救済ケースを除き、住民登録や選挙権の行使、運転免許やパスポートの取得、銀行口座の開設等が出来ないだけでなく、進学、就職、結婚といった場面でも不利益を被っており、無戸籍問題は基本的人権にかかわる深刻な問題です。

また、無戸籍者は、同じ我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るだけでなく、自らが無戸籍であること自体で心の平穏を害されており、一刻も早い救済が必要です。

よって、文京区議会は、政府に対し、人権保護の観点からも、一刻も早い無戸籍問題の解消に努めるとともに、無戸籍者が生活上の不利益を被ることのないよう、下記の事項に早急に取り組むことを強く求めます。

### 記

- 1 強制認知調停の申立てについては、その受付等の際に家庭裁判所の窓口で不適切な指導がなされることのないよう是正するとともに、これに関する法務省や裁判所のホームページの記載を改め、その申立書の書式の改定等を進めること。
- 2 関係府省庁によるこれまでの類似の通知等により、無戸籍状態にあったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとされているが、そのことが自治体職員まで徹底されず、誤った案内がなされている事例が見受けられる。窓口担当者を含め、関係機関に対し無戸籍者問題の理解を促し、適切な対応を周知徹底すること。
- 3 嫡出否認の手続きに関する提訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法第 772 条第 1 項の嫡出推定の例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

法務大臣

## 義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書(案)

「義援金差押禁止法」とは、被災者の生活再建を支援するため、義援金の交付を受ける権利を譲渡したり、担保に供したり、差し押さえたりすることや義援金として交付された金銭を差し押さえることを禁止した法律であり、2011年の東日本大震災の際、被災者が住宅ローンなどの債務や借金返済を抱えていても、義援金が震災の被災者の手元に残るようにするため議員立法で成立させたものです。

また、2016年の熊本地震や、2018年の大阪府北部地震、西日本豪雨災害の際にも同様に法的枠組みを作り、国会会期中に速やかに成立させています。

しかし、これまでの法律は台風や地震など個々の災害に対応した時限立法として、災害発生たびに立法化されてきた経緯があり、近年の我が国の自然災害の頻度を考えると、災害発生時、常に対応可能な恒久法としての制定が求められているところです。

よって、文京区議会は、政府及び国会に対し、「義援金差押禁止法」については、近年、災害が頻発化する中、災害が起こるたびに立法措置するのではなく、国会が閉会している間にも対応が可能となるよう、恒久法としての立法化を早期に進めることを要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣  
内閣官房長官  
衆議院議長  
参議院議長

宛て

## 被災者生活再建支援法の改正を求める意見書（案）

大規模な自然災害が頻発しています。大阪府北部地震、西日本豪雨、台風 21 号、北海道胆振東部地震など、どんな地域にも災害は起こり得ることも明らかになりました。このような状況を鑑み、被災した住民の生活再建を支援していく制度を拡充することは、喫緊の課題となっています。

阪神淡路大地震を受けて、被災者生活再建支援法は、1998 年に成立し、1999 年から適用が開始されました。4 都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用し、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給するものです。これまで、大幅な法改正があり、一定の改善が図られ、現行制度に至り、今年で 20 年目を迎えます。

しかし、同一の災害で被災したにもかかわらず、災害規模の要件が当てはまらず適用対象外となり被災者間に不均衡が生じている事例や、住宅の建設・購入・補修費など多額の支出を要する住宅の再建に現行の支給額では不十分といった問題など、災害規模や支給対象、支給限度額などの課題が浮き彫りとなってきています。

被災した住民の生活再建のためには、特に、住宅再建に対する支援が求められており、住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に、国による更なる支援及び制度の拡充が必要です。

よって、文京区議会は政府及び国会に対し、下記の事項を強く求めます。

### 記

- 1 被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援金のうち加算支援金の額を 2 倍に引き上げ、被災者生活再建支援金全体の最高額を 300 万円から 500 万円に引き上げること。
- 2 被災自治体の負担を軽減するため、被災者生活再建支援法を改正し、被災者生活再建支援法人に対する国庫補助率を 2 分の 1 から 3 分の 2 に引き上げること。
- 3 被災者生活再建支援金の支給対象となる世帯の範囲については、半壊世帯の全ての被災者及び局地的な災害の被災者の生活再建を支援する観点から、被災した世帯の実情に応じた柔軟な対応を可能とすること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

内閣総理大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

衆議院議長

宛て

参議院議長

## 「難病の患者に対する医療等に関する法律」における重症度認定基準の精査を求める意見書（案）

厚生労働省は2015年に制定された「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病医療法」という。）施行に伴う助成の経過措置が今年1月に終了したことを受け、難病患者の医療費の受給状況の全国調査を行いました。

難病医療法により、医療助成の対象となる難病は56疾患から331疾患に拡大されましたが、助成対象は原則として疾患ごとに定めた「重症度」の基準を満たした人に限られ、軽症者は対象外となりました。これを受け、厚生労働省は経過措置として昨年末まで、症状の軽重を問わず助成を行ってきました。

この調査によれば、経過措置の71万7,000人を対象に行った今年1月時点の認定状況は、経過措置対象者全体では、引き続き受給者として認定された人は約57万人、軽症を理由に認定されなかった人は約8万6,000人、申請がなかったり、不明だった人は約6万1,000人だったことを報告しています。

また、都道府県別の認定率も、高知県の69%から宮城県の86%まで幅があることが判明したことも報告しています。

重症度の認定基準は、疾患によって異なるのは当然ですが、症状が一時的に良くなっても再び悪化する疾患や急変するリスクのある疾患患者にも不認定が含まれるなど、患者の実情にあわない不認定が生じています。

難病医療法の施行で助成対象を331疾患に増やしたのは、患者の不公平感をなくするのが狙いでしたが、国の診断基準による重症度認定基準に差があれば、患者の不公平感は募ります。

よって、文京区議会は、政府に対し、この法は施行後5年以内に見直しを検討することになっていることを踏まえ、疾患ごとに患者がどれくらい介助を要するか、患者の実情にあっているかなども考慮に入れ、重症度認定基準の精査を行うことを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣 宛て

## 障害者差別解消法に基づく高次脳機能障害への 合理的配慮の在り方に関する意見書（案）

2016年4月から障害者差別解消法が施行され、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け」行政機関などは、障害者から支援を要請された場合、過重な負担にならない限り、対応（合理的な配慮）しなければならない、とされました。障害の様態は様々で、それ故様々な合理的配慮が必須となります。障害のある人の症状は、様々であることから、障害者差別解消法が求める障害者への合理的配慮の対応は非常に難しい面があります。

特に、病気やケガにより、脳に損傷をおって、言語・思考・記憶・行為・学習・注意などに症状が出る高次脳機能障害は「同じことを繰り返し質問する」、「ふたつのことを同時に行うと混乱する」といった症状があり、「分かり易く説明する」、「説明内容をメモして渡す」、など状況によって様々な対応が必要となります。高次脳機能障害者の数は全国で50万人ともいわれており、この数は医療の進歩、社会の高齢化によってさらに増加していくものと考えられます。中でも、議員という職を持ち途中で障害となるのは少ないケースですが、文京区議会は、障害を持つ議員が職務を果たせるよう支援しているところです。障害者支援に関する制度が拡充されつつありますが、高次脳機能障害による情緒不安定・パニックになるなどの社会的行動障害は、リハビリテーションや生活支援等の手法が確立されておらず、対応が難しいことが指摘されています。

よって、文京区議会は、政府に対し、日常生活及び社会生活への適応に困難を有する高次脳機能障害者への理解を深め、生活支援等の手法を家庭だけでなく職場等でも確立できるように、市区町村における専門相談機関の設置、職場復帰ののちもリハビリテーションに十分通院できるような制度の制定を望みます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

文京区議会議長名

厚生労働大臣  
内閣府特命担当大臣 宛て